様式第３号

**飛行させるドローンの一覧表**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 製造者 | 名称（型式）※１ | 機体の条件確認　※２ |
| １ |  |  | □リモートID機器搭載機体  □安全機能を搭載した機体  □上記以外（係留装置をつけた飛行のみ可） |
| ２ |  |  | □リモートID機器搭載機体  □安全機能を搭載した機体  □上記以外（係留装置をつけた飛行のみ可 |
| ３ |  |  | □リモートID機器搭載機体  □安全機能を搭載した機体  □上記以外（係留装置をつけた飛行のみ可 |
| ４ |  |  | □リモートID機器搭載機体  □安全機能を搭載した機体  □上記以外（係留装置をつけた飛行のみ可 |
| ５ |  |  | □リモートID機器搭載機体  □安全機能を搭載した機体  □上記以外（係留装置をつけた飛行のみ可 |

※１　機体の外観、諸元がわかるものを添付すること。

※２　ドローンごとに以下の条件のうち該当するものを選択し、選択した条件に必要な書類を添付すること。

**□リモートID機器搭載機体：**

重量１００g以上の機体にあっては、□にチェックを入れ、国土交通省のドローン情報基盤システムにおける機体登録情報（登録番号、リモートID機器搭載要否がわかるもの）資料を添付すること。

**□安全機能を搭載した機体：**

ジオフェンス機能、緊急時に操縦者の元に自動帰還する機能、機体を強制的に停止させ落下させる機能**のうち、複数の機能を搭載している場合のみ**、□にチェックを入れ、根拠となる資料を添付すること。

**□上記以外（係留装置をつけた飛行のみ可）：**

上記以外のドローンは□にチェックを入れること。

**係留装置を付けた飛行とは以下の飛行方法**のことを指すものとする。

　　　（１）係留装置を付けた飛行とは、ワイヤー等による係留装置でドローンを地面と係留し、飛行

可能区域から逸脱しない飛行方法のことをいう。

　　（２）係留装置をつけたドローンの利用可能高度はワイヤー等の長さ迄とする。なお、ワイヤー

等の長さは、地面とワイヤー等の接地点から飛行可能区域迄の最短距離以下とする。